

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(2026年4月1日現在)

商品名	・ J A タウンギフトカタログ抽選権付き年金定期貯金「豊穰の実り」
ご利用いただける方	・ 個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 ① 当 J A で年金を受給されている方 (指定手続き中を含む) ② 当 J A へ公的年金等の受給を予約された方 (45 歳以上)
期間	・ 定型方式 1 年、3 年 ・ 預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱となり、J A タウンギフトカタログ抽選権付き年金定期貯金「豊穰の実り」ではない「スーパー定期貯金<単利型>」としての継続となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入限度 (4) 預入単位	・ 一括預入 ・ 50 万円以上 ・ 限度なし ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 特別金利：店頭表示金利+0.25%を満期日まで適用します。 店頭表示金利については、当 J A にご確認ください。 自動継続の場合には、スーパー定期貯金<単利型>の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間 2 年以上のものは中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て) により計算します。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率) ・ マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×30% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% ⑤ 2 年以上 3 年未満 約定利率×70% ただし、②から⑤の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
個人情報の取扱いに 関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまとお取引のある農業協同組合は、農林中央金庫（農林中央金庫を含めて「J A バンク会員」といいます。）にお客様の下記の個人情報を提供し、J A バンク会員は以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。 <p>（利用目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 ・J A バンク会員（代表金融機関：農林中央金庫）については、次のホームページからご確認いただけます http://www.jabank.org/（平成26年12月現在） <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまとお取引のある農業協同組合、農林中央金庫は、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたくて取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等 ・農林中央金庫は本懸賞品企画業務の一部を外部業者に委託いたします。
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・1年定期貯金は50万円につき1口、3年定期貯金は50万円につき2口の J A タウンギフトカタログ抽選権をおつけし、当選者に7,000円相当の J A タウンギフトカタログをプレゼントいたします。（自動継続後の定期貯金には懸賞抽選権は付与されません。） ・定期貯金取組時（四半期ごと）における抽選につき、お一人様あたり当選はそれぞれ1口とします。 ・抽選は年4回、次のとおり行います。 2026年4月～6月取組分 ⇒ 2026年7月 2026年7月～9月取組分 ⇒ 2026年10月 2026年10月～12月取組分 ⇒ 2027年1月 2027年1月～3月取組分 ⇒ 2027年4月 ・懸賞品の発送をもって、当選者の発表とさせていただきます。 懸賞品は当 J A へ届け出されている住所にお届けいたします。お客さまの転居先不明等によりお届けできない場合は、当選が無効となる場合があります。 ・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。抽選前に中途解約するときは、抽選権がなくなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A なんと

商品概要説明書

大口定期貯金

(2026年4月1日現在)

商品名	・ J A タウンギフトカタログ抽選権付き年金定期貯金「豊穰の実り」										
ご利用いただける方	・ 個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 ① 当 J A で年金を受給されている方 (指定手続き中を含む) ② 当 J A へ公的年金等の受給を予約された方 (45 歳以上)										
期間	・ 定型方式 1 年、3 年 ・ 預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱となり、J A タウンギフトカタログ抽選権付き年金定期貯金「豊穰の実り」ではない「大口定期貯金」としての継続となります。										
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000 万円以上 ・ 1 円単位										
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。										
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 適用金利を満期日まで適用します。 適用金利については、J A にご確認ください。 自動継続の場合には、原則として大口定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間 2 年以上のものは中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率 \times 70%)。小数点第 4 位以下切捨て) により計算します。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードか、または窓口にお問合せください。										
手数料	—										
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率) ・ マル優の取扱いはできません。 ・ 通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。										
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 次の A および B の算式により算出した利率 (小数点第 4 位を切捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。) のうち、いずれか低い利率とします。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">A 6 か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率 \times 30%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>約定利率 \times 50%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>約定利率 \times 60%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 3 年未満</td> <td>約定利率 \times 70%</td> </tr> </table>	A 6 か月未満	解約日における普通貯金利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率 \times 30%	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 \times 50%	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 \times 60%	2 年以上 3 年未満	約定利率 \times 70%
A 6 か月未満	解約日における普通貯金利率										
6 か月以上 1 年未満	約定利率 \times 30%										
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 \times 50%										
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 \times 60%										
2 年以上 3 年未満	約定利率 \times 70%										

	<p>B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJ Aバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当J A所定の利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
<p>個人情報に関する取扱いに関する重要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまとお取引のある農業協同組合は、農林中央金庫（農林中央金庫を含めて「J Aバンク会員」といいます。）にお客様の下記の個人情報を提供し、J Aバンク会員は以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。（利用目的） <ul style="list-style-type: none"> ・懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 ・J Aバンク会員（代表金融機関：農林中央金庫）については、次のホームページからご確認いただけます http://www.jabank.org/（平成26年12月現在） ・お客さまとお取引のある農業協同組合、農林中央金庫は、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等 ・農林中央金庫は本懸賞品企画業務の一部を外部業者に委託いたします。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・1年定期貯金は50万円につき1口、3年定期貯金は50万円につき2口のJ Aタウンギフトカタログ抽選権をおつけし、当選者に7,000円相当のJ Aタウンギフトカタログをプレゼントいたします。（自動継続後の定期貯金には懸賞抽選権は付与されません。） ・定期貯金取組時（四半期ごと）における抽選につき、お一人様あたり当選はそれぞれ1口とします。 ・抽選は年4回、次のとおり行います。 2026年4月～6月取組分 ⇒ 2026年7月 2026年7月～9月取組分 ⇒ 2026年10月 2026年10月～12月取組分 ⇒ 2027年1月 2027年1月～3月取組分 ⇒ 2027年4月 ・懸賞品の発送をもって、当選者の発表とさせていただきます。 懸賞品は当J Aへ届け出されている住所にお届けいたします。お客さまの転居先不明等によりお届けできない場合は、当選が無効となる場合があります。 ・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。抽選前に中途解約するときは、抽選権がなくなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aなんと